

# 平成27年10月から 掛金等の計算方法が変更されます ～「標準報酬制」へ移行～

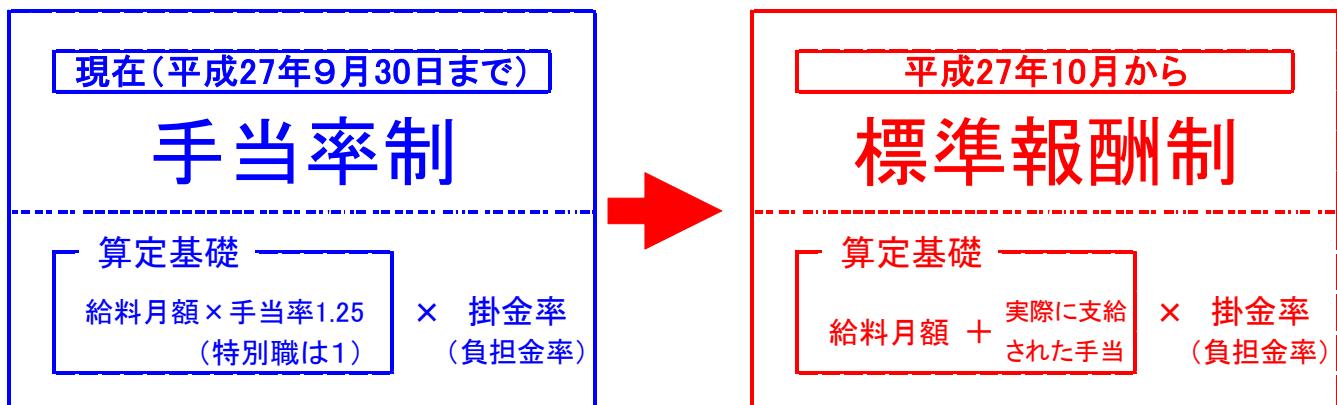
平成27年10月から被用者年金が一元化されることにより、共済年金が厚生年金に統一されます。

このため、組合員の皆様が負担する掛金（保険料）及び事業主である地方公共団体等が負担する負担金の算定基礎が、給料を基準に算定する「手当率制」から、厚生年金や国家公務員共済組合が採用している「標準報酬制」に移行します。

「手当率制」では、掛金等は「給料月額」に「手当率（みなし手当率。諸手当に相当する率）」を乗じて得た額に掛金率を乗じて計算します。実際に支給された手当額が多い人も少ない人も、一律に給料月額の25%を手当額とみなして計算するよう法令で定められています。これは、すべての地方公務員の給料月額に対する手当の割合の平均が25%であるためです。

一方、「標準報酬制」では、「実際に支給された手当」と「給料月額」を基に掛金の算定基礎額を決め、掛金等を計算します。手当には、通勤手当、扶養手当、時間外勤務手当、地域手当など様々な種類がありますので、給料月額が同じ額でも掛金等が一人ひとり違ってくることになります（3ページ参照）。

なお、掛金等の計算方法は、長期給付（年金）だけでなく、短期給付（医療保険）、福祉事業についても、標準報酬制に移行します。



## 1 「標準報酬制」の仕組み

→ 每年4月から6月までの報酬の平均額から標準報酬月額を年1回決定し、それを基に掛金（保険料）を算定します。

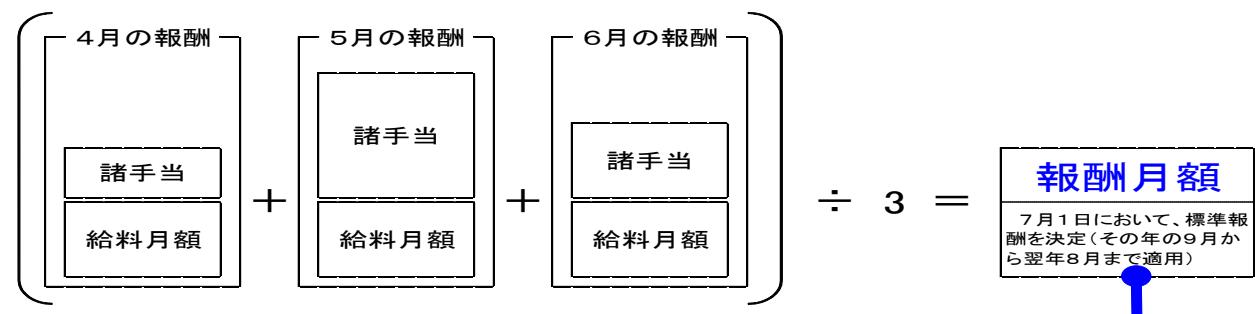
「標準報酬制」では、まず、毎年4月から6月までの報酬（給料月額と諸手当の支給額）を合算し、1か月あたりの平均額（報酬月額）を求めます。

次に、その報酬月額を標準報酬等級表にあてはめ、「標準報酬月額」を決定します。

決定した標準報酬月額がその年の9月から翌年の8月までの掛金の算定基礎額になります。掛金を算定します。

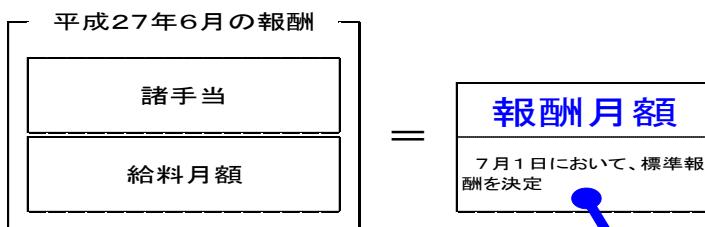
また、標準報酬月額は1年間適用されますが、途中で報酬の金額が大きく変動した場合は改定します。

### (1) 「標準報酬月額」の計算方法(定時決定)



### (2) 標準報酬制移行時(平成27年10月から平成28年8月まで適用)の計算方法

平成27年6月の報酬の額を基に標準報酬等級表にあてはめて「標準報酬月額」を決定します。



\* 標準報酬等級表にあてはめる

### (3) 標準報酬等級表(抜粋)

標準報酬月額	報酬月額(給料月額+諸手当)
⋮	⋮
第23等級 410,000円	395,000円 以上 425,000円 未満
第24等級 440,000円	425,000円 以上 455,000円 未満
第25等級 470,000円	455,000円 以上 485,000円 未満
⋮	⋮

### (4) 掛金(保険料)額の計算

$$\text{標準報酬月額} \times \text{掛金率} = \text{掛金(保険料)額}$$

※ 期末・勤勉手当等にかかる掛金の計算方法については、変更はありません。

※ 新規採用の方は採用月の報酬を基に算定します。

※ 上記の定時改定のほか、「随時改定」「育児休業等終了時改定」「産前産後休業終了時改定」があります。

## 2 標準報酬制Q & A

Q 1 「標準報酬制」に移行すると掛金（保険料）はどうなるのですか？

A 1 掛金（保険料）は、実際に受け取った手当の額が給料月額の25%より多い場合は増加し、少ない場合は減少します。

現行の「手当率制」では、給料月額に一律、手当率1.25（特別職は1）を乗じて計算するため、給料月額が同額であれば、掛金（保険料）は同額となります。

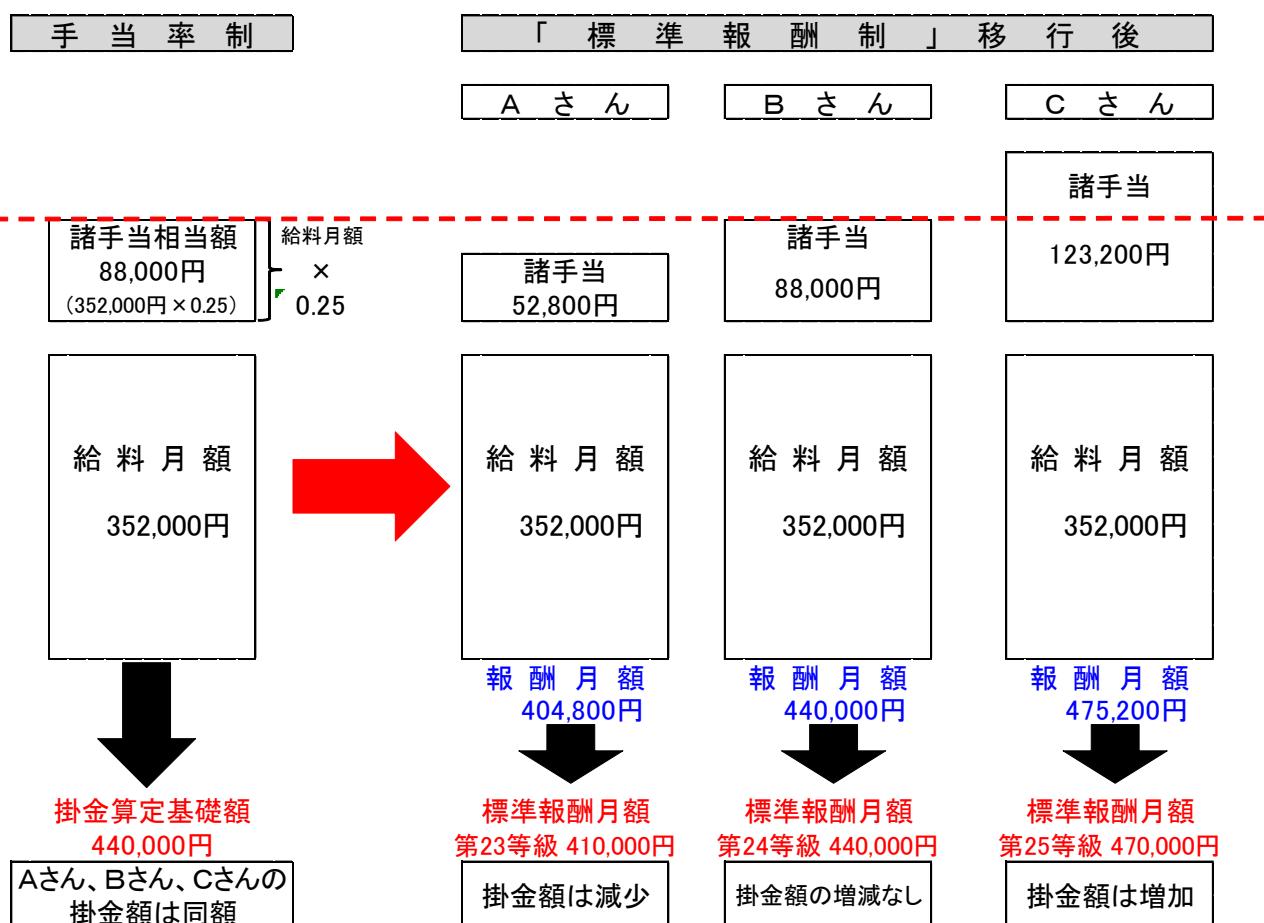
一方、「標準報酬制」では、一人ひとりの「給料月額」と「実際に支給された諸手当」を基に掛金の算定基礎額（標準報酬月額）を決定しますので、給料月額に変更がなくとも掛金（保険料）は、諸手当の割合により、現在と比べ増減することになります。

そのため、給料月額が同じ場合でも諸手当の金額によって標準報酬月額がそれぞれ異なってくるので、掛金（保険料）は一人ひとり違ってくることになります。

また、平成27年10月以降、共済年金の職域年金が廃止され、新たに年金払い退職給付制度が創設されるため、その分の掛金が増加することになります。

### 「標準報酬制」移行による掛金額への影響

【例：給料月額 352,000円のAさん、Bさん、Cさんの場合】



Q 2 「標準報酬制」への移行後は、年金や短期給付への影響はありますか？

A 2 将來の年金額や育児休業手当金・傷病手当金などの休業給付、災害見舞金などの災害給付に係る給付額の算出方法が標準報酬月額に基づく方法に変更され、標準報酬制移行後の掛金（保険料）の増減が反映されることになります。

被用者年金制度の一元化に伴い「標準報酬制」に移行するため、一元化後の年金については「老齢厚生年金」となり、年金額の算定は、平成 27 年 10 月以降分から、標準報酬月額を基礎として計算します。

また、現在の休業給付や災害給付の給付額は、手当率制により給料月額を基に計算しているが、標準報酬制移行後は、標準報酬月額を基に計算を行うめ、Q 1 の掛金額と同様に給付額が増減することとなります。

＜参考＞

### ● 標準報酬等級表

標準報酬の等級		標準報酬月額	報酬月額 (給料月額+諸手当)		一等級 の格差	
短期給付	長期給付					
	厚生年金	年金払い 退職給付				
第 1 等級	第 1 等級	98,000円	101,000円 未満		—	
第 2 等級	第 2 等級	104,000円	101,000円 以上 107,000円 未満		6,000円	
第 3 等級	第 3 等級	110,000円	107,000円 以上 114,000円 未満		6,000円	
第 4 等級	第 4 等級	118,000円	114,000円 以上 122,000円 未満		8,000円	
第 5 等級	第 5 等級	126,000円	122,000円 以上 130,000円 未満		8,000円	
第 6 等級	第 6 等級	134,000円	130,000円 以上 138,000円 未満		8,000円	
第 7 等級	第 7 等級	142,000円	138,000円 以上 146,000円 未満		8,000円	
第 8 等級	第 8 等級	150,000円	146,000円 以上 155,000円 未満		8,000円	
第 9 等級	第 9 等級	160,000円	155,000円 以上 165,000円 未満		10,000円	
第 10 等級	第 10 等級	170,000円	165,000円 以上 175,000円 未満		10,000円	
第 11 等級	第 11 等級	180,000円	175,000円 以上 185,000円 未満		10,000円	
第 12 等級	第 12 等級	190,000円	185,000円 以上 195,000円 未満		10,000円	
第 13 等級	第 13 等級	200,000円	195,000円 以上 210,000円 未満		10,000円	
第 14 等級	第 14 等級	220,000円	210,000円 以上 230,000円 未満		20,000円	
第 15 等級	第 15 等級	240,000円	230,000円 以上 250,000円 未満		20,000円	
第 16 等級	第 16 等級	260,000円	250,000円 以上 270,000円 未満		20,000円	
第 17 等級	第 17 等級	280,000円	270,000円 以上 290,000円 未満		20,000円	
第 18 等級	第 18 等級	300,000円	290,000円 以上 310,000円 未満		20,000円	
第 19 等級	第 19 等級	320,000円	310,000円 以上 330,000円 未満		20,000円	
第 20 等級	第 20 等級	340,000円	330,000円 以上 350,000円 未満		20,000円	
第 21 等級	第 21 等級	360,000円	350,000円 以上 370,000円 未満		20,000円	
第 22 等級	第 22 等級	380,000円	370,000円 以上 395,000円 未満		20,000円	
第 23 等級	第 23 等級	410,000円	395,000円 以上 425,000円 未満		30,000円	
第 24 等級	第 24 等級	440,000円	425,000円 以上 455,000円 未満		30,000円	
第 25 等級	第 25 等級	470,000円	455,000円 以上 485,000円 未満		30,000円	
第 26 等級	第 26 等級	500,000円	485,000円 以上 515,000円 未満		30,000円	
第 27 等級	第 27 等級	530,000円	515,000円 以上 545,000円 未満		30,000円	
第 28 等級	第 28 等級	560,000円	545,000円 以上 575,000円 未満		30,000円	
第 29 等級	第 29 等級	590,000円	575,000円 以上 605,000円 未満		30,000円	
第 30 等級	第 30 等級	620,000円	605,000円 以上 635,000円 未満		30,000円	
第 31 等級	—	650,000円	635,000円 以上 665,000円 未満		30,000円	
第 32 等級	—	680,000円	665,000円 以上 695,000円 未満		30,000円	
第 33 等級	—	710,000円	695,000円 以上 730,000円 未満		30,000円	
第 34 等級	—	750,000円	730,000円 以上 770,000円 未満		40,000円	
第 35 等級	—	790,000円	770,000円 以上 810,000円 未満		40,000円	
第 36 等級	—	830,000円	810,000円 以上 855,000円 未満		40,000円	
第 37 等級	—	880,000円	855,000円 以上 905,000円 未満		50,000円	
第 38 等級	—	930,000円	905,000円 以上 955,000円 未満		50,000円	
第 39 等級	—	980,000円	955,000円 以上 1,005,000円 未満		50,000円	
第 40 等級	—	1,030,000円	1,005,000円 以上 1,055,000円 未満		50,000円	
第 41 等級	—	1,090,000円	1,055,000円 以上 1,115,000円 未満		60,000円	
第 42 等級	—	1,150,000円	1,115,000円 以上 1,175,000円 未満		60,000円	
第 43 等級	—	1,210,000円	1,175,000円 以上		60,000円	

※ 標準報酬月額の各等級に対応する「標準報酬日額」は、標準報酬月額の 1/22 に相当する金額